

令和5年度 熊谷市スマートハウス補助金 ≪申請の手引き≫

令和5年4月

熊谷市 環境部 環境政策課 環境政策係（江南庁舎2階）
住所：〒360-0192 熊谷市江南中央一丁目1番地
TEL：048-536-1547
FAX：048-536-2009
MAIL：kankyoseisaku@city.kumagaya.lg.jp

＜目次＞

1	目的	1
2	申請フロー	1
3	補助対象	
	(1) 補助対象住宅	2
	(2) 補助対象者	2
4	補助金額	2
5	交付件数	2
6	申請手続	
	(1) 交付申請	3
	(2) 交付決定	5
	(3) 交付請求	5
7	他の補助金との併用	5
8	取得財産の管理・処分	6
9	補助事業完了後の市への協力	6
10	Q&A	7

1 目的

本市において、スマートハウスを新築又は購入した市民に対し、新築又は購入に係る費用の一部を補助することで地球温暖化対策に資することを目的とします。

2 申請から交付まで

申請期間は、令和5年4月3日～令和6年3月8日で、補助対象となる住宅の所有権保存登記日より1年以内です。

《申請フロー》

	時期等	申請者	熊谷市
交付申請	令和5年4月3日から 令和6年3月8日まで ※住宅の所有権保存登記日より1年以内 ※補助対象機器の通電(太陽光発電システムについては系統連系)を完了していること	交付申請書類提出	交付申請書類受付
			審査
交付決定	20件目まで：申請翌々月中旬 21件目から：申請翌月中旬	交付決定通知書受領	交付決定通知書送付
交付請求	交付決定後指定期間(江南庁舎窓口)	交付請求書提出	交付請求書受付
交付	交付決定後隨時	補助金受領	補助金交付 ※「まち元気」熊谷市商品券15万円は、交付請求書の受付時窓口でお渡しします。 ※15万円は、後日、口座振込となります。

3 補助対象

(1) 補助対象住宅

補助金の対象となる住宅は、下記の機器を備え、及び認定を受けた新築住宅（注文住宅及び建売住宅）とします。

対象	条件等
太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none">・日本工業規格（JIS）に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力が2.5kW以上であること・余剰電力の買取契約を締結すること（全量買取契約を締結する場合は不可）
家庭用燃料電池システム（エネファーム） あるいは 家庭用蓄電システム	(エネファーム) 一般社団法人燃料電池普及促進協会が対象システムとして指定しているもの
	(家庭用蓄電システム) 「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」等の補助対象登録済製品として指定されているもの
エネルギー管理システム（HEMS）	「ECHONET Lite」規格（一般社団法人工コネクトコンソーシアムが発行した通信規格）を標準インターフェイスとして搭載しているもの
LED照明	<ul style="list-style-type: none">・住宅に付属した照明で、照明用電源を使用するものであること・居室の全てに設置されていること
長期優良住宅の認定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定による認定を受けていること

(2) 補助対象者

この補助金の対象者は、下記の全てに該当する方です。

- ①本市に、注文住宅（※）を新築し又は建売住宅（※）を購入し、自ら居住する方
 - ②本市の市税を滞納していない方
 - ③暴力団との関係を有していない方
 - ④過去に、申請者又はその配偶者が、スマートハウス補助金の交付を受けていない方
- ※ 注文住宅、建売住宅のいずれも、併用住宅も対象になります。

4 補助金額

この補助金の額は一律30万円です。そのうち15万円を「まち元気」熊谷市商品券、15万円を口座振込で交付します。

5 交付件数

令和5年度の交付予定件数は50件です。

20件目までは「熊谷市・公益信託熊谷環境基金スマートハウス補助金」、21件目からは「熊谷市スマートハウス補助金」による交付となり、交付申請書の様式が異なります

ので、ご注意ください（交付申請書以外の添付書類はすべて同じです）。

6 申請手続

（1）交付申請

令和5年4月3日から令和6年3月8日まで、補助金の対象となる住宅の所有権保存登記日より1年以内に、「熊谷市 環境部 環境政策課」に、必要書類を持参してください（郵送不可）。

なお、補助対象機器の通電(太陽光発電システムについては系統連系)を完了している必要があります。

本庁舎、大里庁舎、妻沼庁舎では、受け付けておりませんので、ご注意ください。

交付申請は先着順に受け付けますが、申請内容に不備のある場合は、当該不備が修正された時点で受け付けたものとします。

【交付申請先】

熊谷市 環境部 環境政策課

住所：熊谷市江南中央一丁目1番地（江南庁舎2階）

電話：048-536-1547

【交付申請に必要な書類】

	書類名	備考
①	補助金交付申請書 (様式第1号)	<ul style="list-style-type: none">本市の定める様式を使用してください。※家庭用燃料電池システム（エネファーム）を設置した場合は、一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定している対象システムの品名[形式名]を記入してください。※家庭用蓄電システムを設置した場合は、「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」等にて指定している補助対象登録済製品のパッケージ型番を記入してください。
②	建物登記簿の全部 事項証明書の写し	<ul style="list-style-type: none">法務局で発行された建物の登記簿（全部事項証明書）を提出してください。※インターネット上の「登記情報提供サービス」から印刷したものは不可※所有権保存登記日の記載があるもの
③	工事請負契約書又 は売買契約書の写 し	<ul style="list-style-type: none">※請負金額が記載されているもの
④	確認済証及び建築 確認申請書の写し	<ul style="list-style-type: none">建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証及び建築確認申請書の写し
⑤	機器の位置が記載 されているもの	<ul style="list-style-type: none">「太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）又は家庭用蓄電システム、エネルギー・マネジメントシステム（HEMS）、LED照明（以下、補助対象機器）」の位置が記載さ

		<p>れているもの。</p> <p>例) 立面図→家全体のものに太陽光の設置位置を明記</p> <p>平面図→家庭用燃料電池システム（エネファーム）又は家庭用蓄電システム、HEMS、LED照明（名称が分かるもの）の位置を明記</p>
⑥	検査済証の写し	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
⑦	機器の保証書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象機器の保証書の写し <p>※太陽光発電システム：出力対比表、出荷証明書又は「太陽光発電システム」等の記載がある建物保証書も可</p> <p>※家庭用燃料電池システム（エネファーム）又は家庭用蓄電システム：保証書（両方設置した場合は両方の保証書）</p> <p>※エネルギー・マネジメントシステム（HEMS）：出荷証明書、モニターの保証書も可</p> <p>※LED照明：出荷証明書も可。施工業者が施工したものについては、「照明設備」、「電気設備」等の記載がある建物保証書も可。</p>
⑧	エネルギー・マネジメントシステム（HEMS）の仕様が分かる説明書類の写し	<p>※「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していることが分かるもの</p>
⑨	電力会社と電力受給契約を締結したことを証明する書類の写し	<p>次の設置した太陽光発電システムと電力会社の低圧配電線との系統連系を完了していることを確認できる書類（系統連系完了日又は買取起算日が確認できるもの）のうち、いずれかの写し (※次に該当しないものはご相談ください。)</p> <p>(1) 東京電力パワーグリッド(株)の発行するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 「購入実績お知らせサービス」の「購入開始年月日」および「買取起算日」が記載されたページ 「発電設備連系完了のお知らせについて」 「接続契約のご案内」又は「特定契約のご案内」、及び、系統連系完了のメール（件名が【受給契約申込受付】系統連系完了のお知らせ」であるもの）※「接続契約のご案内」又は「特定契約のご案内」のみは不可 「受給契約申込受付サービス」の「申込詳細情報表示」のページ（「お申込み内容」の「申込状況」が「運転開始済」「運転開始前」「連携完了」のいずれかであるもの） <p>(2) 東京電力エナジーパートナー(株)の発行するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 「購入電力量」の「契約情報」の「お客様設備の買取起算日」が記載されたページ
⑩	完成写真	<ul style="list-style-type: none"> 建物全体写真及び補助対象機器が設置されたことが分かる写真 <p>※太陽光発電システム：建物全体写真に、太陽光発電システムが写</p>

		<p>している場合は、建物全体写真とあわせて1枚で可</p> <p>※家庭用燃料電池システム（エネファーム）又は家庭用蓄電システムの全体写真と製造番号が分かる写真</p> <p>※エネルギー管理システム（HEMS）：情報収集装置、分電盤、モニター</p> <p>※LED照明：居室の照明が全て写っているもの（⑤の位置と合致するもの）で、1室で1枚程度、どの写真がどの居室に該当するか明記されているもの</p>
⑪	長期優良住宅の認定通知書の写し	・長期優良住宅法第7条（第8条第2項において準用するものを含む。）の規定による認定通知書の写し
⑫	熊谷市・公益信託熊谷環境基金スマートハウス補助金申請同意書（様式第1号の2）	・建物が共有の場合、本市の定める様式を使用し提出してください。 ※申請者がスマートハウス補助金の交付申請をすることに対し、申請者以外の名義の方が同意をするものです。申請者以外の名義の方が同意者としてご記入ください。
⑬	その他市長が必要と認める書類	・本市から求めがあった場合に提出してください。

（2）交付決定

申請は先着順に受け付け、受付名簿に補助金交付候補者として登載し、市で審査を行った上で補助金を交付する対象者を決定し、申請者に交付決定通知書を順次送付します。

（3）交付請求

交付決定通知書を受領したときは、受領した月の月末営業日までに、「熊谷市 環境部 環境政策課(江南庁舎2階)」に、「補助金交付決定通知書（様式第2号）」を持参してください。

その際、申請者名義の金融機関の口座番号の分かるもの、窓口にいらした方の本人確認書類（運転免許証等）、代理人の場合は印鑑をお持ちください。その場で、15万円分の「まち元気」熊谷市商品券を交付します。残りの15万円は、後日、指定いただいた口座に振込みとなります。

本庁舎、大里庁舎、妻沼庁舎では、受け付けておりませんので、ご注意ください。

7 他の補助金との併用

この補助金は、国、県の補助金と併用することができます。それぞれの補助金で、申請期間等が異なりますので、ご注意ください。

また、市の補助金「熊谷市再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費補助金」と併用することはできません。

8 取得財産の管理・処分

補助対象者は、この補助事業の補助対象である財産について、目的以外の用途（譲渡、交換、貸付等）に使用することはできません。補助金の目的に沿うよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。

補助対象者は、法定耐用年数の期間内に財産を処分するときは、あらかじめ「財産処分承認申請書（様式第4号）」を本市に提出し、その承認を受けなければなりません。未承認のまま財産処分が行われた場合、本市は交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることがあります。

9 補助事業完了後の市への協力

補助事業が完了した後、本市が行うエネルギー使用状況調査やアンケート調査等への協力を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

10 Q&A

Q 「太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）又は家庭用蓄電システム、エネルギー・マネジメントシステム（HEMS）、LED照明（以下、補助対象機器）」全てを設置し、長期優良住宅の認定を受けなければ、補助対象にならないのですか？

A この補助金を受けるためには、上記全ての機器を設置し、及び認定を受ける必要があります。

Q 補助対象機器をひとつのみ設置した場合や、長期優良住宅の認定を受けた場合のみでは、補助対象にならないのですか？

A この補助金の対象にはなりません。

太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、家庭用蓄電システム、エネルギー・マネジメントシステム（HEMS）については、個別の補助制度がありますので、ご利用ください。

LED照明、長期優良住宅の認定についての個別の補助制度はありません。

Q なぜ、補助対象機器全てを設置し、さらに長期優良住宅の認定を受けた新築住宅（注文住宅又は建売住宅）でなければ、補助金の対象とならないのですか？

A この補助金は、新たに長期的に居住するための住宅に、創エネ、省エネ、蓄エネといった要件を備えることで、エネルギー使用及びCO₂排出量の削減により地球温暖化対策に大きく寄与することを目的としています。

そのため、太陽光発電や家庭用燃料電池システム（エネファーム）による「創エネ」設備、LED照明等による「省エネ」設備、家庭用蓄電システムによる「蓄エネ」設備、エネルギー・マネジメントシステム（HEMS）による「エネルギーの見える化」設備を有し、また、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である長期優良住宅の認定を受けた住宅を補助対象としています。

Q 長期優良住宅の認定を受け、太陽光発電システム、エネルギー・マネジメントシステム（HEMS）、LED照明を設置した上、家庭用燃料電池システム（エネファーム）と家庭用蓄電システムの両方を設置します。補助金の額はいくらになりますか？

A 家庭用燃料電池システム（エネファーム）と家庭用蓄電システムの両方を設置した場合も、家庭用燃料電池システム（エネファーム）と家庭用蓄電システムのいずれかを設置した場合も、補助金の額は一律30万円です。

Q 既設機器や既築住宅についても補助対象とすべきではないですか？

A この補助金は、補助対象となる住宅の取得を促すことを目的にしておりませんので、既に設置された機器や既に建築された住宅についての補助は対象としておりません。

Q 太陽光発電はいつまでに系統連系を終えればいいですか？

A 交付申請までに終えてください。交付申請ができるのは、令和5年4月3日から令和6年3月8日までで、補助金の対象となる住宅の所有権保存登記日より1年以内（必着）です。交付申請までに、補助対象機器の通電（太陽光発電システムについては系統連系）を完了している必要があります。

Q 家庭用燃料電池システム（エネファーム）以外のエコキュートやエコジョーズ等の高効率給湯器は補助対象になりますか？

A 補助対象になりません。補助対象となる高効率給湯器は、家庭用燃料電池システム（エネファーム）のみです。

Q 居室の全てにLED照明を設置することが補助対象要件となっていますが、居室の定義は何ですか？

A 建築基準法第2条第4号「居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室」を指し、具体的には、居間、寝室、台所（※）、応接室、書斎等です。玄関、廊下、階段、トイレ、手洗所、浴室、物置、納戸等は、居室には含みません。

※ 調理のみに使用し、食事等の用に供しない場合で、床面積が小さく（4.5畳程度）、他の部分と間仕切り等で明確に区画されている場合は、居室としては取り扱いません。

Q 中古品は補助対象になりますか？

A 補助対象なりません。補助対象になるのは未使用品に限ります。ただし、LED照明器具はこの限りではありません。

Q リース契約の場合は補助対象になりますか？

A 補助対象になります。ただしその契約期間が法定耐用年数以上、かつ中途契約・解約出来ない場合に限ります。申請書にリース契約書の写しを添付して下さい。

※補助対象機器法定耐用年数

- | | |
|--------------------|------|
| ・太陽光発電システム | …17年 |
| ・家庭用燃料電池システム | …6年 |
| ・家庭用蓄電システム | …6年 |
| ・エネルギー管理システム（HEMS） | …5年 |

Q 事業所（店舗や事務室など）への設置は補助対象になりますか？

A 補助対象なりません。
ただし、居住用の住宅と併用する場合は補助対象になります。

Q 集合住宅（アパートやマンションなど）は補助対象になりますか？

A 補助対象なりません。

Q 長期優良住宅の認定を受ける集合住宅の1部屋に申請者が居住し、その部屋に補助対象機器を備える場合、補助対象になりますか？

A 補助対象になりません。店舗併用住宅については補助対象ですが、店舗併用住宅を補助対象とする場合は、店舗部分を申請者が使用する場合としており、店舗部分に当たる集合住宅の他の部屋を申請者以外の他者が使用する場合は補助対象なりません。

Q スマートハウスの基準を満たした二世帯住宅の場合（建物は1棟であり、電力系統が世帯毎に分かれて（電力受給契約締結者が2名）おり、且つ、世帯毎に、補助対象機器を備えている場合）、補助対象は2件になりますか？

A 本補助金は、建物単位の扱いとなるため、補助対象は1件になります。
スマートハウス補助金申請者とは別の施主が、補助対象機器の個別の補助金を申請することはできます（太陽光発電システムについては、スマートハウス補助金申請者とは別の施主の電力系統に係るもののみ申請可。スマートハウス補助金申請者の電力系統に係るものは申請不可）。

Q 長期優良住宅の認定を受けた住宅に、リフォーム等で補助対象機器を全て設置する場合は、補助対象になりますか？

A 新築住宅を補助対象にしているため、補助対象なりません。補助金の対象となる住宅の所有権保存登記日以後に補助対象機器を設置する場合はリフォームとしています。

Q 補助対象となる新築住宅について、既に工事を完了し、引渡しを完了しています。補助対象になりますか？

A 交付申請ができるのは、令和5年4月3日から令和6年3月8日まで、補助金の対象となる住宅の所有権保存登記日より1年以内（必着）です。この期間に該当すれば、補助対象になります。なお、補助対象機器の通電（太陽光発電システムについては系統連系）を完了している必要があります。

Q 申請に必要な書類はどこで入手できますか？

A 市役所広報資料コーナー、各行政センターで配布するほか、本市ホームページからダウンロードすることができます。

Q 申請や商品券の受取を土休日に行うことはできますか？

A 市役所開庁日（平日、年末年始除く）のみになります。

Q 商品券の受取は、申請者本人が行く必要がありますか？

A 原則、申請者本人が同居のご家族にお渡しをしております。受取にあたっては、環境政策課から送付しました「補助金交付決定通知書（様式第2号）」、申請者名義の金融機関の口座番号の分かるもの、窓口にいらした方の本人確認書類（運転免許証等）、代理人の場合は印鑑をお持ちください。